

警察庁、ホール5団体に協力要請

日工組、「責任の一端」で回収へ 「検定機と異なる可能性のある遊技機」

パチンコ遊技機の一般入賞口に玉が入らないよう仕様を改变する、いわゆる「遊技くぎ」の問題は、

11月に入つて警察庁が小柳誠二保安課長名で、「検定機と性能が異なる可能性のあるぱちんこ遊技機の撤去について」(別掲1)と題する要請をホール関係5団体(全日遊連、日遊協、同友会、余暇進、P CSA)に送付する(日工組にも参考送付)など、あわただしい動きを見せた。

いわゆる遊技くぎの問題では、一般社団法人遊技産業健全化推進機構が警察庁の要請で6月1日以降遊技機性能調査を続けていたが、8月までの結果では全国161店舗258台の遊技機について、約6割が一般入賞口に玉が全く入らず、残りの約4割についても10分間に10個も入らないとのことであり、検定機と同性能のぱちんこ遊技機が1台も発見されないなど、検定機と同性能の遊技機が1台も発見され

なかつた。この経過を受けて、警察庁が日工組に調査を依頼した。

以下、時系列で動きを追う。

▽11月4日 日工組は、保安課長宛に「『遊技くぎ』の現状及び今後の適正化について」(別掲2)と題する文書を送つた。要旨は、①

出荷時の「遊技くぎ」の状態での一分間あたりの普通入賞口による獲得遊技球数が、3個未満となる遊技機があつた ②機構の調査結果ほど極端なものはメーカーでは出荷していないが、警察庁からの指摘内容である「遊技くぎ」の変更について日工組組合員にも責任の一端があることは否定出来ない

③今後は「遊技くぎ」を適正な状態で出荷する ④「遊技くぎ」の変更に該当する型式遊技機は他団体と協力し営業所から業界あげて速やかに回収を行つていく——となつていた。

【別掲1】ホール関係5団体に対する警察庁文書

検定機と性能が異なる可能性のあるぱちんこ遊技機の撤去について(要請)

平素は、ぱちんこ営業の健全化に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、遊技くぎの問題に対する業界の自浄作用を促すため、平成27年6月から一般社団法人遊技産業健全化推進機構(以下「機構」という。)において遊技機性能調査を実施していることについてはご承知のとおりであります。同年8月までの調査結果によれば全国161店舗258台の遊技機について、約6割が一般入賞口に玉が全く入らず、残りの約4割についても10分間に10個も入らないとのことであり、検定機と同性能のぱちんこ遊技機が1台も発見されないとすると、メーカー出荷時に既に性能が異なっている可能性も払拭できないことから、日本遊技機工業組合(以下「日工組」という。)に対し調査を依頼したところ、別添のとおり、メーカーがホールに出荷する時点において、既に検定機と異なる性能となっている可能性があることから、該当する型式に係るぱちんこ遊技機について、業界を挙げた回収を今後進めていくとの報告を日工組から受けました。

については、貴団体におかれましても、今後日工組から通知される見込みの該当型式に係る遊技機を設置して営業を行うことは、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第20条第1項に違反するおそれがあることを踏まえ、業界を挙げた回収に最大限協力するとともに、可及的速やかに該当型式に係る遊技機の撤去を推進していただきたいと思います。

当庁としては、まずは業界団体の取組に基づく撤去により状況が改善されることを期待いたしますので、機構の遊技機性能調査における警察への通報の開始については、業界を挙げた回収手続が進まないと判断されるなど、やむを得ない場合まで留保するよう機構に対しお願いいたしましたが、個々の事案において法の適用がなされないものではありませんので、誤解無きようにお願いするとともに、速やかな撤去を重ねてお願いします。

▽6日 これを受けて警察庁は、前述の「検定機と性能が異なる可能性のあるぱちんこ遊技機の撤去

について」の通知文書を発した。この中で、ホール関係5団体に対して、今後日工組から通知される見込みの該当型式の遊技機を設置して営業することは、風営法第20条(遊技機の規制及び認定等)第1項に違反するおそれがあることを踏まえ、業界を挙げた回収に最大限協力するとともに、可及的速やかに該当型式に係る遊技機の撤去を推進してほしいと要請した。

11月25日のホール関係5団体代表者会議で説明する警察庁、大門課長補佐（右端）

日工組の声明に続き ホール団体も声明を

▽17日 警察庁保安課、大門雅弘

会の平成27年度秋季セミナーでの講話で、とくに遊技くぎの問題を取り上げた。同補佐は、ホール側も検定機の性能を逸脱した遊技機を欲していると断じ、「そういう違法な範囲まで営業形態の選択肢があると居直る誤った姿勢や考え方を改めていくことなくして、市場の遊技機を適正なものに入れ替えていくことはできない」と指摘、ホール側の意識改革を強く求めた。（4～7ページ）

詳報）

▽25日 大門課長補佐はホール関係5団体代表者・幹部を集め、6日の通知文書と17日の余暇進での講話での趣旨を補足説明した。同補佐は、「1、2ヶ月で該当遊技機を撤去しない」「ホールはどのような遊技機が望ましい」、「ホールはどの

いのか、ホールの視点をメーカーに伝えてほしい」「メーカーから出たものはメーカーの責任だし、ホールがくぎを曲げたものはホールの責任となる。ただ、新しい遊技機を購入していくにあたって、ホール側の姿勢として、適正な遊技機を購入していくんだという意識がなければ始まらない。まずはホールの皆さんの意識改革をお願

いしたい」「近く日工組から今後の方向性について声明があると聞いている。それに応じるような形で、ホール団体としても不適正な遊技機は購入しないとか、それくらいの声明は出してもらいたいと考えている」などと述べた。このあと、ホール関係5団体での「宣言」について話し合った。



【別掲2】日工組の警察庁に対する文書

「遊技くぎ」の現状および今後の適正化について

貴府におかれましては、平素よりばんご業界の健全な発展について格別のご指導を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、「遊技くぎ」に関して、検定を受けた遊技機とは異なる性能を創出している問題について、平成27年6月1日からの一般社団法人遊技産業健全化推進機構(以下「機構」という。)の遊技機性能調査の結果を踏まえて、当組合において、全組合員35社の内11社に対し、出荷時における「遊技くぎ」の状態、その状態における機器の調査項目でもある一分間あたりの普通入賞口による獲得遊技球数のヒアリング調査を行いました。

○調査結果

出荷時の「遊技くぎ」の状態での、一分間あたりの普通入賞口による獲得遊技球数が、3個未満となる遊技機がありました。

○結論

普通入賞口の入賞数について、機器による調査結果ほど極端なものはメーカーでは出荷しておりませんが、貴府からのご指摘内容である「遊技くぎ」の変更について、日工組組合員にも責任の一端があることは、否定できません。

そこで、上記結果を踏まえ、ばんご遊技機のさらなる健全化を目指し、「遊技くぎ」による不正使用できる型式の絶無に向けた取組みを日工組役員会で次の通り申し合わせ致しました。

○今後の適正化について

営業所において、適正な状態で検定を受けた遊技機と同一の性能の遊技機として営業されるよう、「遊技くぎ」を適正な状態で出荷致します。

○営業所の遊技機について

上記の適正な状態の遊技機の速やかな供給がなされるように努めるとともに、「遊技くぎ」の変更に該当する型式遊技機は、他団体と協力し営業所から業界をあげて速やかに回収を行っていくことと致します。

「ホールは意識改革を」「くぎ問題」誤った姿勢を指摘

警察庁保安課、大門雅弘課長補佐は11月17日、余暇環境整備推進協議会の平成27年度秋季セミナーで、①射幸性の抑制に向けた取組の推進、②遊技くぎの問題——の2点について講話を行った。

遊技くぎの問題は、業界にとって喫緊の課題であり、講話の全文を掲載する。

余暇進秋季セミナーにおける大門雅弘課長補佐講話

ただいま御紹介にあずかりまし
た警察庁保安課課長補佐の大門で
ございます。

本日は、一般社団法人余暇環境

整備推進協議会の平成27年度秋季
セミナーにお招きいただき、あり
がとうございます。また、業界の
皆様には、平素より、警察行政の
各般にわたり、深いご理解とご協
力を賜っていることに対しまして、
この場をお借りして御礼申し上げ
ます。

業界の射幸性抑制

まず、射幸性の抑制に向けた取
組の推進についてであります。

現在、業界を挙げて射幸性の抑
制に向けた取組が進められている
のはご承知のとおりかと思います。
昨年9月には、日電協が、回胴式
機の取扱についての合意書」を策

遊技機について、ART機能を主
基板に移行することとし、この基
準に合わない遊技機については、
本年12月から販売しない方針を取
り決めました。

本年3月には、日工組が、ぱち
んこ遊技機について、大当たり確
率の下限を400分の1から32
0分の1に引き上げることとし、

この基準に合わない遊技機につい
ては本年11月から販売しない方針
を取り決めました。本年6月には、
全日遊連が、日電協及び日工組が
定めたそれらの基準に該当しない
遊技機について、原則として認定
申請を行わないこととし、合わせ
て、各ホールにおいて当該遊技機
の設置を減らしていく目標値を定
めました。

そして、本年9月には、業界関
連6団体名による「高射幸性遊技
機の取扱についての合意書」を策

しかししながら、現実問題として、
本当に市場から高射幸の遊技機が
姿を消し、適度に射幸性の抑えら
れた遊技機に入れ替わり、遊技客
がポケットマネーの範囲内で楽し
んで帰ることが広く当たり前とな
る状況が実現するかどうかについ
ては、まだ不透明であると言わざ
るを得ません。

例えば、各メーカーにおいて取
り決めた基準の範囲内で、知恵を
絞って、今までと同じように、偶
然性や吸い込み易さに拘るなど、
結果として遊技客の費消金額や獲

得し、全日遊連の自主規制を6団
体で支援していくことを合意し、
同合意は、パチンコ・パチスロ産
業21世紀会としても賛同されてい
ると聞いております。

さらに、メーカー団体としては、
大当たり継続率や傾斜値に関する
新たな基準を設けるなど、本年9

得賞品総額が過大になる遊技機造りを目指すのであれば、状況の改善は見込まれません。

いっぱいまで高射幸の遊技機を設置し続けようとするならば、仮にメーカーが新たに低射幸の遊技機を製造・販売したとしても、その遊技機が市場に出回ることは期待できません。

「不正くぎ」の実態

次に、遊技くぎの問題についてお話しします。

その意味で、各業界団体が取り決めた事項が、取り決めただけで終わるのか否かは、今後の各メーカー、各ホールの姿勢や具体的な運用如何にかかるっているものと思いますが、この現場単位の動きを実際にあるべき方向に動かしていくことこそ、各業界団体が力を發揮すべきところであると考えております。

同年8月までの調査結果によれば、全国161店舗258台の遊技機について、約6割が一般入賞口に全く入らず、残りの約4割についても、10分間に10個も入らないとのことであり、検定機と同性能のぱちんこ遊技機が1台も発見されない事実からすると、メーカー出荷時に既に性能が異なっている可能性も払拭できないことから、日工組に対し、その可能性に関する調査を依頼させていただきました

異常に出玉がない

それを受け、当庁から、該当する型式に係る遊技機に関する撤去の要請をホール関係5団体に対し通知をさせていただいたのはご承知のとおりであります。ここで改めて、一般入賞口に玉が入らないように改造したデジパチの極端な性能変更についてお話をします。

改善されないまま

ところ、払い出されていない、これが、一般入賞口を締めた時に起くる性能の変更であります。このような極端な性能変更が、くぎ上げが問題視される背景にあるということは、業界として共通認識を持つているべきだと思います。

一般入賞口に入る玉数が10分間に
数十個がコンスタントに入る性能
となつてゐるとして述べておりますが
仮に10分間に平均50個の玉が入る
性能の遊技機であれば、1時間に
300個の玉が入り、6月までの

その後の日工組からの報告としては、メーカーがホールに出荷する時点において、既に検定機と異なる点において、既に検定機と異なる性能となっている可能性があるとのことであり、それを踏まえ、該当する型式に係る遊技デジパチは通常、入賞1個に対し10個賞球ですから、3000個が遊技客に払い出される性能と言えます。3000個は、4円ばかりで、これは1万2000円分となります。

す一面であるかと思います。

を得ません。

本質をすりかかる

このような極端な性能変更が問題視されるからこそ、くぎ曲げの是正を強くお願いしているところであります。しかしと云つて、極端な性能変更でなければ変更をしても構わない、と曲解することではありませんし、我々行政としても、求めているものではありません。

しかしながら、本年1月の全日遊連に対する行政講話に端を発し、再三に渡りこのくぎの問題を是正するための業界を挙げた取組をお願いしてきましたが、遊技客が遊技をする時点の遊技機性能において、一体何が改善されたのでしょうか。

また、改善という結果までいかなくとも、今後的是正策としてどのような具体策や方針が示されたのでしょうか。行政からうるさく指摘をされないようにするには、どの程度、一般入賞口に玉を入ればいいのか、ホールもメーカーもそのことばかりに気を取られていいのではないか、業界の今年の動きを見るに、そのように考えざる

行政が求めていることは、至極当然のことですが、検定機が検定機の性能のまま遊技客が遊技できる環境にするということであります。そのためには、検定機の性能そのまま営業所に設置され、その状態が継続して維持される営業環境にする必要があります。一般入賞

口に何個入れればいい、というレベルの話ではありません。

この当たり前のことを、今後のくぎ問題の是正を考える際の前提とするよう、考え方を改めていたところが、今回当庁から要請した遊技機の回収・撤去を実現する出発点とすべきではないでしょうか。この前提に立たない限り、いくら業界を挙げた回収だと声高に叫んだところで、今後もお茶を濁すような対応が繰り返されるばかりで、状況の改善が進むことは期待できません。

例えば、メーカー側が、今後の適正な遊技機を製造・販売するに当たり、営業所に設置される時点において、ベースが30であれば問題ないだらうと考え、保通協試験

時には40や50で試験を通したものも、販売時に30にして出荷すると、そのでは、検定機の性能を逸脱した状況の改善は見込まれません。

また、ホール側においても、推進機構の調査をすり抜けば問題ないと考え、ベースが50のものを、くぎを曲げて10や20に変更するのまま営業所に設置され、その状態が継続して維持される営業環境に対する必要があります。一般入賞

口に何個入れればいい、というレベルが購入していく姿勢を示すことが前提となります。それに当たり、各ホール関係団体において、ホールがどのような遊技機であれば購入していくのか、その具体的な条件を真剣に検討した上で、日工組に依頼することもできるのではないでしょうか。

主体的な購入こそ

他店との競争にさらされている中で、今までやらずに済まされてきた適正な遊技機の製造・販売や、適正な営業を行うことは勇気のいることであり、リスクも伴うことであると思いますが、そのことを理由に、問題の棚上げをしている

そもそも、なぜ、検定機の性能を逸脱した遊技機が市場に出回るのか。営業利益に対する貢献度の高い遊技機としてホールが欲しがり、その要望に答える形でメーカーが製造する、そういう構図があるのは否めません。

そのような営業所単位での状況改善が困難な状況であるからこそ、業界団体としてできること、しなければいけないことがあるはずで、それらは探そそうと思えば見つけていくはずであります。例えば、日工組の表明した「検定機と同一

性能の遊技機の出荷」が実現するためには、そのような遊技機をホールが購入していく姿勢を示すこと

減らないばかりか、メーカーへの改善依頼が一つも聞こえてこない状況が、ホール側も検定機の性能を逸脱した遊技機を欲していることの何よりの証左であります。

そういうた違法な範囲まで営業形態の選択肢があると居直るホール側の誤った姿勢や考え方を改めしていくことなくして、市場の遊技機を適正なものに入れ替えていくことはできません。不適正な遊技機とは決別するとの決意と、今後の営業の用に供することができる適正なぱんこ遊技機は何かといふビジョンをホール側が持つことにより、メーカー側への適正な遊技機の販売要望が可能となり、その要望に応じて、メーカー側の適正な遊技機の開発・販売計画が進み、販売時期が決まり、その販売時期に応じて、現状出回る検定機の性能を逸脱した遊技機の撤去計画が進むというのが、現実的に進めている一つのシナリオではないかと考えます。

ホール団体の責務

したがって、業界を挙げた回収を進めていくに当たり、まずは、ホールの意識改革をいかに進めて

いくのかを考えていきたいと思いますが、その実行については、当然のことながら、ホール関係団体が責務を負っております。ホール関係団体として、過去と決別する断固たる決意をもって、適正営業に向けた具体的な表明をするとともに、その実現にこだわった積極的な会員指導を不斷に実行していくことにより、はじめて意識改革が動き出すのではないでしょう。

その意味で、余暇進におかれても他人ごとではありません。他のホール関係団体にまかせておくのではなく、余暇進としてもできることがあるのではないでしょうか。余暇進の存立目的の大きな一つとして、「業界の環境を整備すること」があると聞いておりますが、

違法な範囲にまで営業形態の選択肢があると居直る姿勢や考え方が業界に蔓延している環境を改めていくことこそ、まさに業界の環境を整備していく上での最優先事項なのではないでしょうか。

余暇進を含め、ぱんこ業界団体の今後の取組に期待し、私の話を終わります。御静聴ありがとうございました。

遊技機性能調査 推進機構が社員団体に文書 通報留保期間を延長

推進機構が社員団体に文書

一般社団法人遊技産業健全化推進機構（五木田彬代表理事）は11月13日、「遊技機性能調査結果の行政通報の留保について」と題する文書を各社員団体に発し、異常が確認された場合の警察への通報を当分の間留保すると通知した。

機構は警察庁からの要請により、さる6月1日から全国の誓約書提出ホールで一般入賞口への入賞状況を確認する遊技機性能調査を統けているが、当初は調査開始から半年程度は不正改造の疑いのある事案でも、業界の自浄作用を促す意味で警察への通報を留保するとしてきた。

今回、日工組が「メーカーがホールに出荷する時点で既に検定機と異なる性能となっている可能性があるとし、該当する型式の遊技機について業界挙げての回収を今後進めていく」と警察庁に報告したこと、警察庁も「業界団体の取組に基づく遊技機の撤去により、状況が改善されることを期待する」との見解を示したことなどから

ら、機構としても「遊技機性能調査はさらに継続するが、業界全体の解決に向けた取組の進捗状況を見極める」こととして、通報の留保期間をさらに延長した形になる。ただし、「あまりにも悪質なくぎ曲げの状態等が確認された場合には、個別に行政通報することもありうる」と注意を促している。

なお、機構の8月までの調査結果によれば、全国161店舗258台の遊技機についての調査で、約6割が一般入賞口に玉が全く入らず、残り約4割についても10分間に10個も入らないなど、検定機と同性能の遊技機が1台も発見されなかつた。

全日遊連、組合員に通知

全日遊連は11月6日、各都府県方面遊協（連）宛に「検定機と性能が異なる可能性のあるぱんこ遊技機の撤去について」と題する通知を発した。これは警察庁が同日に発した同じ内容の撤去要請を受けたもので、各都府県方面遊協（連）に対し金下組合員ホールに通知を周知してもらうよう指導を要請している。